

Risk Flash No.216 (Vol.6 No.14)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
発行責任者：リスク研究センター長 久保英也

- シリーズ「ギリシャ危機の本質」：第2回吉田裕司・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 1-2
- 研究紹介：ロバート・アスピノール・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 2-3
- リスク研究センター通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・Page 3

シリーズ「ギリシャ危機の本質」第2回

(ユーロ) 統一通貨制度の抱える課題と対応

ファイナンス学科教授 よしだゆうし 吉田裕司

違う国なのに同じ通貨を用いることは、参加国にとって得策なのでしょうか。これについては、ロバート・マンデル教授(コロンビア大学)が、**最適通貨圏**という考え方を提唱しました。マンデル教授は、国際マクロ経済学の有名なマンデル=フレミング理論を提唱した経済学者であり、この二つの研究業績を理由にノーベル賞を1999年に受賞しています。最適通貨圏が示していることはとてもシンプルであり明解です。共通通貨を用いるメリットは明らかで、参加国間の為替レートが完全に固定したこと同様の恩恵を受けることができます。しかし一方で、複数の国で通貨を共有するために金融政策も共通となり、独自の金融政策を放棄することのデメリットがあります。このデメリットは、経済構造の異なる国の間では景気循環も食い違うため、さらに大きくなります。最適通貨圏の議論によると、共通通貨を用いる国々は同じような経済状態であるべきだと、いうことになります。

最適通貨圏の考えを反映して、EU加盟国が欧州統一通貨のユーロを用いる条件として、五つの**収斂基準**(convergence criteria)をクリアする必要がありました。この基準の中に、ユーロ導入までに為替レートの変動を小さく抑えることが含まれていることには納得できるでしょう。さらに、基準の中にはユーロ参加国の経済状態の歩調を合わせるために、各国のインフレと長期金利については、他国の水準に合わせることで決められていました。これは、国際金融論の講義で学んだ記憶がある方も多いと思いますが、インフレ差や金利差が生じると、為替レートが変動するからです。共通通貨を用いるということは、自国の通貨を諦めるという意味でもあり、独自の金融政策を放棄するという決断を下すことでもあります。そのため、金融政策と並び経済政策の両軸である、財政政策に大きな負担がかかる可能性が事前に理解されていました。そのため、残りの二つの基準については、ユーロ導入前の財政状況を健全化しておくものでした。具体的には、毎年の財政収支赤字を対GDP比で3%以内、累積された公的債務残高(主に国債残高)を対GDP比で60%以内とするものでした。

ユーロ導入直前のEU加盟国は15ヶ国でしたが、イギリス・デンマーク・スウェーデンはユーロ不参加を決めていました。特にイギリスは1992年に通貨危機を経験した際に、為替レートの変動を小さく抑える欧州のルールから脱退していたことも、不参加の一因です。残りの12ヶ国の内、11ヶ国は収斂基準をクリアして、ユーロの企業間決済が始まった1999年から参加しました。ところが、ギリシャは参加表明をしていたものの収斂基準をクリアできず、取り残されてしまいました。2002年には、ユーロ紙幣・硬貨が流通することが目前にせまり、財政収支赤字の基準は、何とか頑張っクリアしました。公的債務残高の基

準はクリアできませんでしたが、特例基準である公的債務残高が減少傾向にあることを示すことが出来て、晴れてユーロ参加を 2001 年に達成することが出来ました。

しかし、2004 年のギリシャ総選挙で政権交代がおこり、新しい与党がこれまでのギリシャ財務データには虚偽申告があったことを認めます。すなわち、1997 年から 1999 年までの 3 年間の財政赤字は、当初報告された、4.0%、2.5%、1.8%ではなく、6.6%、4.3%、3.4%であり収斂基準は満たしていません参加資格は無かったことが判明しました²⁾。ちなみに 2000 年から 2003 年についても 3%以下の虚偽申告をしていましたが、やはり全ての年で財政赤字は 3%以上でした。この信じられないような出来事は、再びギリシャの 2010 年の総選挙の後に繰り返されます。新たな与党がギリシャの直近の財政赤字は過少報告であったことを明らかにします。これが、2010 年の欧州債務危機の始まりであり、混乱を抑えるために IMF、EU、ECB がギリシャ向けの救済支援融資を行います。それから、5 年が経ちこの融資の返済が訪れたのが、今回の問題の一つです。厳しい批評の中には、「そもそもギリシャのユーロ参加を認めたことが EU 諸国の最大の間違いだっただろう」というものもあります。

私が EU 条約と呼ばれるマーストリヒト条約全文を英文で読んだのは、大学院生であった 1993 年～1994 年であったと思います。現在 Washington DC で IMF 独立評価機関の Assistant Director を務める、当時指導教官の高木信二先生に「参加条件は細かく決められていますが、もし経済状況が危機状態に陥った時にはどうやって脱退するのでしょうか」と私の懸念を投げかけたことを覚えています。当時はまだユーロが現実ではなく、まるで空想物語のように捉えられていた頃です。大学で教鞭を取るようになってから、毎年ユーロの講義になる時に、この問題点を指摘してきましたが、欧州債務危機以降は、現実的に起こり得る話として欧州においても真剣に議論されるようになってきていました。

- 1) この考え方は、それぞれ「**購買力平価説**」と「**金利平価**」として知られています。
- 2) EUROSTAT, Report on the revision of the Greek government deficit and debt figures, 2004 年 11 月

研究紹介

マンチェスターグラマー・スクール：500 周年記念に思うこと

社会システム学科教授 ロバート・アスピノール
今年、私が過ごしたマンチェスター・グラマー・スクール（※注：日本における「マンチェスター中等学校」という位置づけ）が誕生してから 500 周年の記念の年です。長い歴史の中、同校はイングランドの社会と経済で起こった大きな変革を反映するように数多くの時代の波を経験してきました。この伝統を祝して、この度、マンチェスターグラマー・スクールの歴史を記した書：『マンチェスター・グラマー・スクール：500 年の歴史』が出版されました。

マンチェスター・グラマー・スクールは、1515 年 7 月 2 日に、マンチェスター生まれの主教であるヒュー・オールドハムによる「ランカスターの子弟のためのマンチェスター・グラマー・スクールを創設せよ」という信託証書に沿って創立されました。敷地は 1516 年 9 月に購入され、翌 1517 年 4 月から 1518 年 8 月までに建設工事が進められました。オールドハムによる信託証書の中では、「敬虔なる、良き学びを」という方針が謳われ、十分な学才を発揮する男児ならば、どのようなバックグラウンドを持っていても学費免除で

就学することができました。マンチェスター教区教会内には寄宿舎が建てられ、ラテン語とギリシャ語を教える専任の教員が赴任していました（一人は高度技能を持つ者（“High Maste”）で、もう一人は入門担当（“Usher”））。こうした学校は、「グラマー・スクール」として知られるようになり、「紳士教育」の根幹の一つであると考えられ、ラテン語文法の習得が図られました。そして、2人の教員への給与は、地代収入や敷地内の工場から得られる収入によってまかなわれていました。

そして19世紀、マンチェスターは小さな町から非常に大きな産業都市へと発展を遂げました。マンチェスター・グラマー・スクールもまた大きく成長し、1860年代には入学試験を導入することになったのです。この変化によって、同学は、中流階級のための「私立の上級高等学校（“prep” school）」として位置づけられることとなります。当時、200の入学枠がありましたが、そこに入学できた労働者階級の男子はごくわずかであったといえます。

私が1970年代に、同校に通っていた頃、中流階級出身ではない子弟はとても限られていました。それに加えて、男子校であるということも創立以来変わっていません。イングランドの他のエリート校とは異なり、マンチェスター・グラマー・スクールは、開学以来、男子校であるということを一貫しているのです。そして、同校の近辺には、男子の入学を認めていないマンチェスター女子高校があります。これからのマンチェスター・グラマー・スクールの課題は、どのようにして学術的な優位性を失わずに、同学の門戸を広げていくかということでしょう。


リスク研究センター通信

2015年8月3日（月）中国東北財経大学
国際経済貿易学院 副教授 施錦芳氏をお
招きし、リスク研究センターセミナーを行
います。

詳しくはこちら

<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi>

?c=10/2/5/12:6 をご確認ください。



CRR
リスク研究センターセミナー
下記の日程で、中国東北財経大学 国際経済貿易学院 副教授 施錦芳氏をお招きしてセミナーを開催します。
講師：施 錦芳氏
(中国東北財経大学 国際経済貿易学院 副教授)
『中国における高齢化の現状と課題』
日時：8月3日(月)14:30~15:30
場所：セミナー室(中) 土魂商才館 3階
司会：久保 英也 経済学部教授(リスクセンター長・学長補佐)
(お問い合わせはリスク研究センター 内線395・396へお願いします。)

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、菊池健太郎、
金秉基、久保英也、柴田淳郎、得田雅章、山田和代**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局 (Office Hours:月一金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page : <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>